

洗淨又は払拭の業務等における化学物質のばく露防止について

大阪労働局管内にある印刷業の事業場で印刷機の洗淨又は払拭の業務に従事し胆管がんを発症した労働者等については、平成 24 年 4 月以降、労働安全衛生総合研究所の協力を得て厚生労働省が行った調査により、洗淨剤に含まれる 1, 2 - ジクロロプロパン（別名 二塩化プロピレン）をはじめとする脂肪族塩素化合物の高濃度の蒸気にはく露していたことが判明し、また、労災請求を受けて厚生労働省が行った「印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会」の報告書において、1, 2 - ジクロロプロパンの長期間にわたる高濃度ばく露が胆管がん発症の原因となった蓋然性が高いとされたところです。

このため、厚生労働省は、「洗淨又は払拭の業務等における化学物質のばく露防止対策について」（平成 25 年 3 月 14 日付け基発 0314 第 2 号）により、1, 2 - ジクロロプロパンを取り扱う業務並びに屋内作業場において液体の化学物質及びその含有物を用いて行う印刷機又は金属類の洗淨又は払拭の業務を対象として、事業者の皆様にご講じていただきたい対策（以下「旧対策」といいます。）をまとめたところです。

今般、[1, 2 - ジクロロプロパンに係る洗淨又は払拭の業務については、法令改正により、作業主任者の選任、作業環境測定の実施、作業の記録等の措置が義務付けられることから、旧対策を別添のとおり改正しました。](#)

なお、1, 2 - ジクロロプロパンに係る洗淨又は払拭の業務についての作業主任者の選任及び作業環境測定の実施については、平成 26 年 9 月 30 日までの経過措置が定められていることから、当該期間中における対応は、旧対策の 1 の（3）のイ「作業指揮者の選任」及び 1 の（3）のエ「気中濃度の測定等」によることとさせていただきます。

[洗淨又は払拭の業務等において事業者が講ずべき化学物質のばく露防止対策（概要）](#)

[洗淨又は払拭の業務等において事業者が講ずべき化学物質のばく露防止対策（全文）](#)

[実務上の留意点](#)

< 参考 旧対策と比較 >

[洗淨又は払拭の業務等において事業者が講ずべき化学物質のばく露防止対策（全文）](#)

[実務上の留意点](#)